

北九州市監査公表第11号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中野正信
同	梅田久和
同	鷹木研一郎
同	大久保無我

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局等
上下水道局
- 3 監査の期間
令和7年5月23日から令和7年12月18日まで
- 4 監査公表の時期
令和8年2月20日（令和8年監査公表第1号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア <u>工事費の積算について</u> (水道部設計課) [11] 北九州市工業用水道配水管布設替工事(6-2工区) 本工事は、若松区向洋町地内において、工業用水道の配水管を布設するものである。 水道工事の積算において間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)を算定する際は、厚生労働省の水道施設整備費に係る歩掛表(以下「水道積算基準」という。)に基づき、施工地域を考慮した補正を行うこととなっている。その中で、2車線以上かつ一日の交通量が5,000台を超える車道で車線変更を促す規制を行う場合は、施工地域区分を「一般交通影響有り①」として間接工事費の補正を行うこととなっている。 本工事は、施工地域区分を「一般交通影響有り①」として間接工事費を補正すべきであったが、補正を行わずに算定したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、水道積算基準に基づき、適正な設計積算を実施されたい。	今回の指摘内容は、一部でも車線変更を促す規制を行う場合は間接工事費の地域補正をすべきものを、規制の区間がごく小規模であったため補正は必要ないと判断したことから、過少な積算となったものである。 この地域補正の算定にあたっては、当該工事起工後の令和6年10月に「水道積算基準」を基に上下水道局が定めた「水道工事に係る積算基準書」を改訂し、「規制の規模は無関係である」旨を追記しており、現在では、ごく小規模な規制であっても、「一般交通影響有り」として補正する考え方で統一されている。また、判断に迷うような工種や経費の考え方などについて、k i n t o n eを用いた情報共有システムの運用を令和7年9月から開始しており、より一層職員間での情報共有を図っていく。以上の対策に加え、当初設計時の審査チェックシートを確実に確認することにより、再発を防止する。 職員への周知については、指摘内容を踏まえ、令和8年1月の上下水道局局部課長会議で情報共有し関係課の事

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	務改善会議により周知徹底を図った。 また、令和８年３月の「安全等講習会」でも再発防止の注意喚起を実施した。

注・・・[] 内の数字は、令和８年監査公表第１号の別表７ 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ <u>工事費の積算について</u> （水道部浄水課） 〔 1 6 〕 伊佐座取水場特高受変電設備更新電気計装工事 本工事は、上下水道局浄水課が伊佐座取水場特高受変電設備の更新を行うものである。 この特高受変電設備の基礎工事に係る積算において、集計した鉄筋数量を誤った単位で積算システムに入力したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、水道積算基準に基づき、適正な設計積算を実施されたい。	今回の指摘内容は、積算システムへ入力する際に単位を誤入力したこと及び起工時の審査で単位の確認を行えていなかったことから、過小な積算となったものである。 今後、同様の間違いが生じないように、起工時のチェックリストに単位を確認する項目を追加した。さらに、新たな試みとして設計審査の一部に A I を活用する検証を開始した。 職員への周知については、指摘内容を踏まえ、令和 8 年 1 月の上下水道局の局部課長会議で情報共有し、関係課の事務改善会議により、指摘内容の周知と再発防止の徹底を図った。

注・ ・ [] 内の数字は、令和 8 年監査公表第 1 号の別表 7 本工事抽出一覧表の番号を示す

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ウ <u>工事費の積算について</u> （西部工事事務所水道課） 〔 6 9 〕 力丸導水路線遠賀川水管橋補修工事 本工事は、八幡西区楠橋地内他において、水管橋の橋梁付属物である歩廊の手すりを交換するものである。 水道工事の積算は、厚生労働省の水道施設整備費に係る歩掛表（以下「水道積算基準」という。）の工種区分に基づき、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）を算定することになっている。また、水道積算基準にない事項は、国土交通省の土木工事標準積算基準書（以下「土木積算基準」という。）を適用することになっている。 本工事の水管橋の歩廊は、橋梁付属物である検査路に該当し、その手すり交換は橋梁付属物修繕工事にあたる。従って、本工事は、土木積算基準の工種区分「橋梁保全工事」として間接工事費を算定すべきであったが、工種区分を「道路維持工事」として算定したため、不適切な積算となっていた。 工事費の積算にあたっては、水道積算基準及び土木積算基準を遵守し、適正に実施されたい。	今回の指摘内容は、工種区分の算定において、「水道積算基準」を基に上下水道局が定めた「水道工事に係る積算基準書」に記載がない工種は選択できないとの認識に加え、「道路維持工事」に今回の工事内容に類似した防護柵が含まれていたため、誤って選択したものである。 この工種区分の算定にあたっては、当該工事起工後の令和6年10月に、「水道工事に係る積算基準書」を改訂し、工種区分に「橋梁保全工事」を追記している。また、判断に迷うような工種や経費の考え方などについて、k i n t o n eを用いた情報共有システムの運用を令和7年9月から開始しており、より一層職員間での情報共有を図っていく。以上の対策に加え、当初設計時の審査チェックシートを確実に確認することにより、再発を防止する。 職員への周知については、指摘内容を踏まえ、令和8年1月の上下水道局局部課長会議で情報共有し関係課の事務改善会議により周知徹底を図った。 また、令和8年3月の「安全等講習会」でも再発防止の注意喚起を実施し

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	た。

注・・・[] 内の数字は、令和８年監査公表第１号の別表７ 本工事抽出一覧表の番号を示す